

○伊万里市留守家庭児童クラブ条例

平成15年12月20日

条例第39号

改正 平成16年3月24日条例第14号

平成17年3月25日条例第9号

平成17年12月23日条例第60号

平成18年3月23日条例第10号

平成18年12月21日条例第48号

平成19年3月24日条例第10号

平成20年3月27日条例第10号

平成20年12月19日条例第38号

平成21年3月26日条例第6号

平成23年9月26日条例第25号

平成26年12月19日条例第25号

平成29年3月27日条例第7号

(設置)

第1条 本市は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成及び保護者の子育てと仕事の両立支援を図るため、伊万里市留守家庭児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入所の要件)

第3条 児童クラブに入所できる者は、市内に居住する次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 小学校1学年から3学年までの者で、その保護者が労働等により昼間不在であることを常態とする家庭の児童

(2) その他市長が特に必要があると認めた者

(平26条例25・一部改正)

(入所の許可)

第4条 前条に規定する児童（以下「児童」という。）の保護者は、当該児童を児童クラブに入所させようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブへの入所の許可をしないことができる。

- (1) 感染性疾患を有するとき。
- (2) 身体虚弱で児童クラブでの保育が困難なとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(入所許可の取消し等)

第6条 市長は、入所の許可を受けた児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該児童の入所の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- (1) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料の徴収)

第7条 市長は、児童クラブに入所している児童の保護者（以下「納入義務者」という。）から、利用料を徴収する。

(利用料の額)

第8条 前条の規定により市長が徴収する利用料の額は、児童1人につき、8月においては月額5,000円とし、その他の月においては月額3,500円とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童を同時に入所させている場合は、2人目以降の児童については1人につき、8月においては月額2,500円とし、その他の月においては月額1,750円とする。

2 前項の規定にかかわらず、伊万里市立小中学校の管理に関する規則（昭和32

年教育委員会規則第1号)に規定する休業日のみの利用者については、児童1人につき月額3000円とし、1月の利用料が5,000円を超える場合は5,000円とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童を同時に入所させている場合は、2人目以降の児童については1人につき月額1500円とし、1月の利用料が2,500円を超える場合は2,500円とする。

(平17条例60・平18条例48・平20条例38・一部改正)

(利用料の納期)

第9条 利用料は、月を単位として徴収するものとし、納入義務者は、当該月分の利用料をその月の末日までに納入しなければならない。ただし、前条第2項に規定する利用料は、利用日数に応じて徴収するものとし、納入義務者は、当該月分の利用料を翌月の20日までに納入しなければならない。

(平17条例60・一部改正)

(利用料の返還)

第10条 既に納めた利用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月23日条例第60号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月23日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月21日条例第48号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月24日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第6号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平16条例14・平17条例9・平18条例10・平19条例10・平20条例10・平21条例6・平23条例25・平26条例25・平29条例7・一部改正）

名称	位置
伊万里第1児童クラブ	伊万里市脇田町3374番地
伊万里第2児童クラブ	伊万里市脇田町1419番地1

牧島児童クラブ	伊万里市瀬戸町 2 2 1 番地 1
大坪第 1 児童クラブ	伊万里市大坪町甲 2 5 0 1 番地 3
大坪第 2 児童クラブ	伊万里市大坪町甲 2 5 0 1 番地 3
大坪第 3 児童クラブ	伊万里市大坪町甲 2 5 0 1 番地 3
立花第 1 児童クラブ	伊万里市立花町 1 9 0 1 番地 1
立花第 2 児童クラブ	伊万里市立花町 1 9 0 1 番地 1
立花第 3 児童クラブ	伊万里市立花町 1 9 0 1 番地 1
大川内児童クラブ	伊万里市大川内町甲 3 2 8 0 番地 1
黒川第 1 児童クラブ	伊万里市黒川町大黒川 1 3 3 5 番地 1
黒川第 2 児童クラブ	伊万里市黒川町大黒川 1 3 3 5 番地 1
波多津児童クラブ	伊万里市波多津町筒井 1 1 番地
南波多児童クラブ	伊万里市南波多町井手野 3 1 0 0 番地
松浦児童クラブ	伊万里市松浦町桃川 4 4 3 0 番地 2
二里児童クラブ	伊万里市二里町大里乙 2 8 4 番地 1
東山代児童クラブ	伊万里市東山代町里 7 0 番地 1
若楠児童クラブ	伊万里市山代町久原 6 7 番地 1
山代西児童クラブ	伊万里市山代町西分 4 4 7 5 番地 1

○伊万里市留守家庭児童クラブ条例施行規則

平成15年12月20日

規則第34号

改正 平成17年12月23日規則第48号

平成18年12月21日規則第51号

平成23年12月28日規則第36号

平成26年12月19日規則第29号

平成29年3月27日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊万里市留守家庭児童クラブ条例(平成15年条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平26規則29・一部改正)

(定員)

第1条の2 伊万里市留守家庭児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の定員は、別表のとおりとする。

(平26規則29・追加)

(開所時間)

第2条 児童クラブの開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 小学校の授業日である日 午後1時から午後6時まで

(2) 小学校の休業日である日 午前8時から午後6時まで

(休所日)

第3条 児童クラブの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 8月13日から8月15日までの日及び12月29日から翌年の1月3

日までの日

(入所の申請)

第4条 条例第4条の許可を受けようとする保護者は、留守家庭児童クラブ入所申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(平26規則29・一部改正)

(入所の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、入所要件等の調査を行った上で許可の可否を決定し、保育を受ける必要性が高いと認められる者を優先し児童クラブの定員の範囲内で入所の決定を行う。

2 市長は、前項の決定をしたときは留守家庭児童クラブ入所決定通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。

(平26規則29・一部改正)

(退所)

第6条 児童を児童クラブから退所させようとする保護者は、あらかじめ留守家庭児童クラブ退所届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(平26規則29・一部改正)

(届出)

第7条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 児童又は保護者の氏名、住所又は連絡先等に異動があったとき。

(2) 児童の一身上に事故等があったとき。

(3) その他市長において特に必要があると認めたとき。

(利用料の減免)

第8条 条例第11条の規定による利用料の減免は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯 利用料の全額

(2) 当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 利用料の半額

(3) その他市長が認める世帯 市長が認める額

2 前項第2号に規定する市町村民税の額については、4月から6月までの間は前年度分とするものとする。

(平18規則51・平23規則36・一部改正)

(利用料の減免申請)

第9条 利用料の減免を受けようとする保護者は、利用料減免申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、利用料減免可否決定通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

3 前2項の申請に基づく利用料の額の変更は、当該申請があった月の翌月からとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月23日規則第48号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日規則第51号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日規則第36号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定(「保育に欠ける程度の高い者」を「保育を受ける必要性が高いと認められる者」に改める部分に限る。)は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第1条の2関係）

（平26規則29・追加、平29規則7・一部改正）

名称	定員
伊万里第1児童クラブ	70人
伊万里第2児童クラブ	35人
牧島児童クラブ	20人
大坪第1児童クラブ	55人
大坪第2児童クラブ	40人
大坪第3児童クラブ	31人
立花第1児童クラブ	70人
立花第2児童クラブ	35人
立花第3児童クラブ	35人
大川内児童クラブ	35人
黒川第1児童クラブ	35人
黒川第2児童クラブ	23人
波多津児童クラブ	80人
南波多児童クラブ	33人
松浦児童クラブ	35人
二里児童クラブ	45人
東山代児童クラブ	70人
若楠児童クラブ	35人
山代西児童クラブ	25人

様式第1号(第4条関係)

留守家庭児童クラブ入所申込書

申請日： 年 月 日

児童	(フリガナ) 氏名	男・女	小学校名・(新)学年
	生年月日： 年 月 日 (歳)		小学校 年 ()児童クラブ

連絡先	順番	連絡先の名称	電話番号
	1		
2			
		自宅	

入所希望日(年度途中入所の場合)	月 日()から					
利用する曜日(○をつける)	月	火	水	木	金	土

世帯の状況(申請児童を除く)	続柄	同居家族の氏名	年齢・学年	勤務先(職業)等
	父			
	母			

児童の帰宅方法	平日	時間	時頃	方法	徒歩	自家用車	その他()
		迎えに来る人	父	母	その他()		
	土曜日	時間	時頃	方法	徒歩	自家用車	その他()
		迎えに来る人	父	母	その他()		

健康状態等で気を付けること	
---------------	--

入所を希望する理由	
-----------	--

父	勤務先	名称					
		所在地	TEL				
	就労形態	常勤 臨時 パート 自営 内職 その他()					
	就労時間	平日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
		土曜日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
休日	該当するものに○をつけてください。		土曜	日曜	祭日	平日(曜日)	
			不定期(月に		日程度)		

母	勤務先	名称					
		所在地	TEL				
	就労形態	常勤 臨時 パート 自営 内職 その他()					
	就労時間	平日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
		土曜日	午前・午後	時 分	～	午前・午後	時 分
休日	該当するものに○をつけてください。		土曜	日曜	祭日	平日(曜日)	
			不定期(月に		日程度)		

入所申込書に記載した内容については相違ありません。

年 月 日

伊万里市長 様

申請者 住所 〒 (行政区:)

伊万里市 町 番地

(アパート名:)

氏名 ㊟

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

留守家庭児童クラブ入所決定通知書

年 月 日付けで申請があった留守家庭児童クラブへの入所については、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 氏 名			
<input type="checkbox"/> 承 認	ク ラ ブ 名	児童クラブ	
<input type="checkbox"/> 不 承 認	理 由		
入 所 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
利 用 料	日額	円	月額 円

※ 次のような場合は、速やかに届出を行ってください。

- 1 児童クラブを利用する必要がなくなったとき。
- 2 児童又は保護者の氏名、住所、勤務先、電話番号等に変更があったとき。

様式第3号(第6条関係)

留守家庭児童クラブ退所届

児 童 氏 名			
児 童 ク ラ ブ 名		学 年	年 生
退 所 の 理 由			
上記により、 年 月 日から退所しますので届け出ます。			
年 月 日			
伊万里市長 様			
保護者住所 氏名			

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

伊万里市長 様

保護者 住 所
氏 名

利 用 料 減 免 申 請 書

利用料の減免を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

児童クラブ名	児童クラブ		
児童氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
減免申請理由と添付資料	該当欄に <input type="checkbox"/> 印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯のため ・ 保護受給証明書 <input type="checkbox"/> 市町村民税が非課税である世帯のため ・ 課税証明書 <input type="checkbox"/> その他() ・ その事実が確認できるもの		

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

伊万里市長

利用料減免可否決定通知書

年 月 日付けで申請があった利用料の減免については、審査の結果、次のとおり減免する ・ 減免しない ことと決定したので通知します。

児 童 氏 名	
児 童 ク ラ ブ 名	児童クラブ
減 免 額	円
決 定 利 用 料	円
減免しないことと決定した理由	
減 免 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ 利用料の減免を受けるべき事実の消滅又は変更があったときは、速やかに届出を行ってください。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(平 2 6 規則 2 9 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(平 1 7 規則 4 8 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

(平 2 3 規則 3 6 ・ 一部改正)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)